

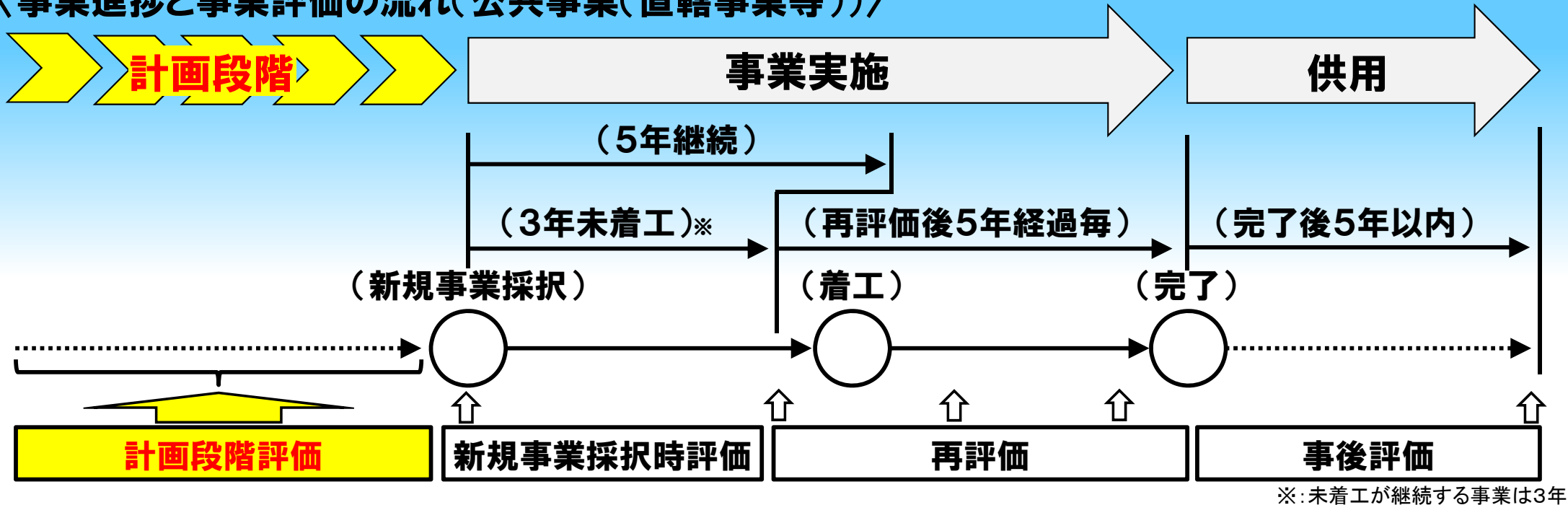
計画段階評価について

国土交通省 中部地方整備局

令和元年10月23日

事業評価の流れについて

〈事業進捗と事業評価の流れ(公共事業(直轄事業等))〉



計画段階評価

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等の比較・評価を行うもの。

新規事業採択時評価

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。

再評価

事業継続にあたり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適切と認められない場合には事業を中止するもの。

完了後の事後評価

事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

計画段階評価について

事業評価の流れ

計画段階評価

解決すべき課題の把握・原因分析

政策目標の明確化

概ねのルートの位置や基本的な
道路構造等の比較・評価

A案

B案

C案

対応方針の決定

意見

都道府県・政令市等

意見

第三者委員会
(中部地方小委員会)

○ステップ毎に住民・関係者等へ情報提供や意見聴取

都市計画・環境影響評価

新規事業採択時評価

新規事業採択

※必要がある場合

意見

都道府県・政令市等

第三者委員会
(中部地方小委員会)
(事業評価部会)

中部地方小委員会の位置付けについて

■小委員会の事務【中部地方小委員会運営規則(第2条)】

- 1 直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、中部地方整備局（以下「整備局」という。）からの報告を受けること。
- 2 整備局の報告に対し意見がある場合には、分科会長に対してその具申を行うこと。

社会資本整備審議会

道路分科会

中部地方小委員会

中部地方整備局

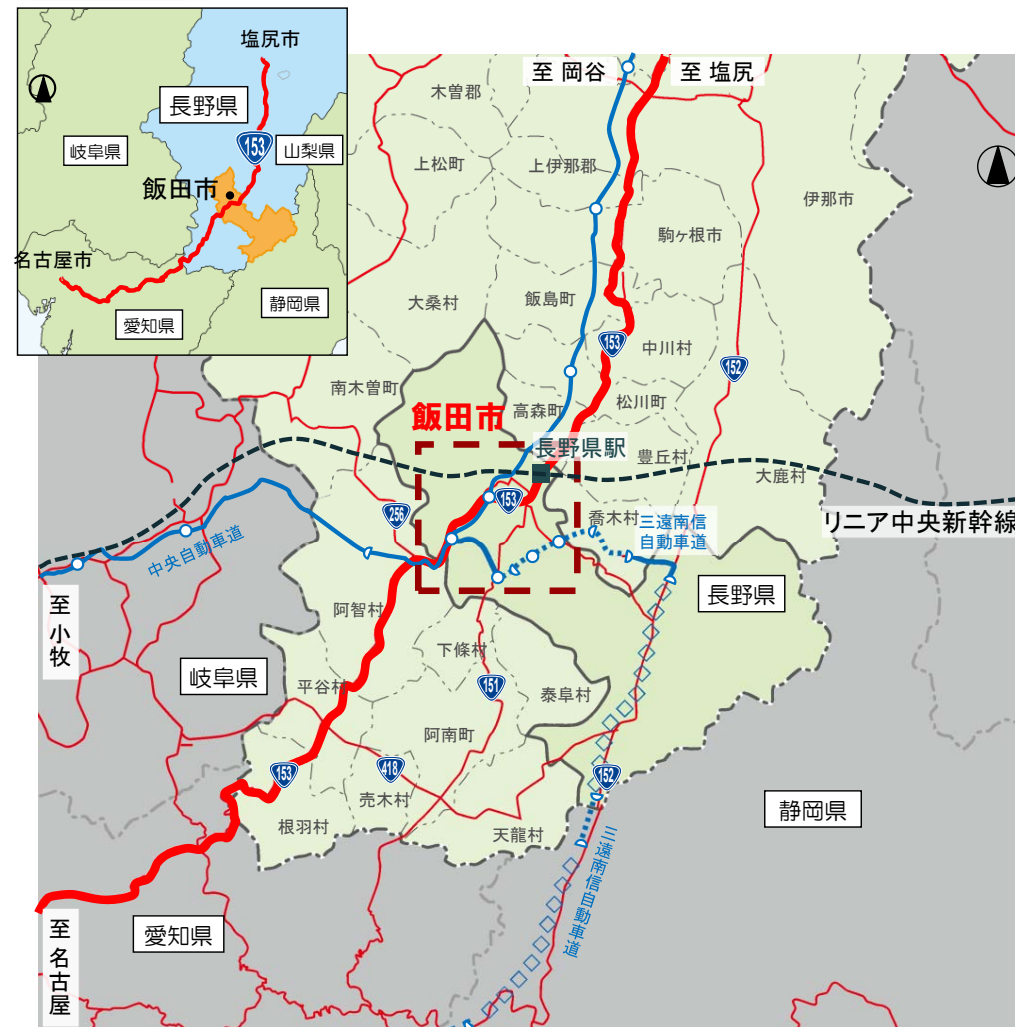
計画段階評価対象区間

計画段階評価

一般国道153号

いいだみなみ
飯田南道路

広域図



拡大図

